(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

律第三十七号)の一部を次のように改正する。 第十四条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法

(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)

第六条 省 略

2~5 省 略

標準及び税額の申告書に係る課税物品の輸入の許可前にする課税標準又 するものに限る。)について、 \mathcal{O} 係る内国消費税についての国税通則法第二十三条第一項(更正の請求) \mathcal{O} 第三十三条第四項 による引取りに係る課税標準及び税額の申告書を提出した者が課税物品 玉 、式による関税の確定)の規定は、引取りに係る課税物品の内国消費税 税額を減額する第四項の更正(課税物品に係る内国消費税の納付前に 更正及び決定)の規定は、消費税法等の規定による引取りに係る課税 規定による更正の請求について、関税法第七条の十六第四項ただし書 輸入の許可前にする第四項の修正申告について、 関税法第七条の十 税通則法第三十二条第五項 項(更正の請求)の規定は、保税地域から引き取られる課税物品に)について、それぞれ準用する。 (賦課決定の所轄庁等) 四第二項 (修正 関税法第八条第四項ただし書(賦課課税 (賦課決定)に規定する賦課決定 申告) の規定は、 の規定の適用を受けるものを 関税法第七条の十 消費税法等の (同法

(郵便物の内国消費税の納付等)

第七条 省 略

2 当 各

3 た税額に相当する内国消費税を納付し、 る場合を除き、 ことを記載したものを日本郵便株式会社に提示して当該郵便物を受け取 同 、若しくは第五項の規定により納付受託者 運送)の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けるべき 前 ľ 項 項の郵便物を受け取ろうとする者は、 付受託者 に委託し 当該郵便物を受け取る時までに、 若しくは第六項若しくは第七項の規定により日本 .規定する納付受託者をいう。 又はその 関税法第六十三条第一項 (国税通 前項の書面に記載され 内 則法第 玉 以下この条におい 消費税の納付を次 三十四 1条の四

(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)

第六条 同上

2~5 同 上

6

による引取りに係る課税標準及び税額の申告書を提出した者が課 決定をいう。)について、それぞれ準用する。 方式による関税の確定)の規定は、引取りに係る課税物品の内国消費税 するものに限る。)について、関税法第八条第四項ただし書(賦 は税額を減額する第四項の更正(課税物品に係る内国消費税の納付前に 標準及び税額の申告書に係る課税物品の輸入の許可前にする課税標準又 係る内国消費税についての国税通則法第二十三条第一項(更正の請 第一項(更正の請求)の規定は、保税地域から引き取られる課税物品に \mathcal{O} の賦課決定 の規定による更正の請求について、関税法第七条の十六第四項ただし書 (更正及び決定) の規定は、消費税法等の規定による引取りに係る課税 輸入の許可前にする第四項の修正申告について、 関税法第七条の十四第二項 (国税通則法第三十二条第五項 (賦課決定) に規定する賦課 (修正申告) 0) 規定は、 関税法第七条の十五 課課税 税物品 \mathcal{O} 求

(郵便物の内国消費税の納付等

第七条 同 上

2 同 上

3 ことを記載したものを日本郵便株式会社に提示して当該郵便物を受け取 する場合に限る。 ない。この場合 によりその内国 た税額に相当する内国消費税を納付し、 る場合を除き、 税運送)の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けるべき 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、 当該郵便物を受け取る時までに、前項の書面に記載され 消費税の納付を日本郵便株式会社に委託しなければなら (当該郵便物を受け取る時までにその内国消費税を納付)において、 国税通則法第三十四条第一 又は次項若しくは第五項の規定 関税法第六十三条第一項(保 項 (納付の手

中「日本銀行(国税の収納を行う代理店を含む。)又はその国税の収:通則法第三十四条第一項(納付の手続)の規定の適用については、同 徴収するものとされているものを除く。)の納付にあつては、自動車重 税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされてい 署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること(自動 を含む。)」と、 を行う税務署の職員」とあるのは「日本銀行(国税の収納を行う代理店 取 法等による納付の特例)に規定する財務省令で定める方法により納付す 量税法第十条の二(電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特 三十五号)第二十九条(税務署長による徴収)の規定により税務署長がるものを除く。)又は登録免許税(登録免許税法(昭和四十二年法律第 車重量税 ること)を妨げない」とあるのは る時までにその 便株式会社に委託 又は登録免許税法第二十四条の二(電子情報処理組織を使用する方 (自動車重量税法 (昭和四十六年法律第八十九号) 第十四 「又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務 内国消費税を納付する場合に限る。)において、国税 しなければならない。この場合(当該郵便物を受け 「を妨げない」とする。 条 (項

託し とする者は、 付受託者に対する納付の 第一 項 玉 なければならない。 税通則法第三十四条の三第 又は無税とされる郵便物を除く。 (納付受託者に対する納付の委託) 一項の 郵便物 当該郵便物に係る関税の納付について関税法第九条の (関税定率法その 委託) 0 項 規定により納付受託者にその納付 他の法律の規定により関税を免除さ (第 の規定の適用を受ける場合には に係る内国消費税を納付しよう 一号に係る部分に限る。 を 五.

5 れ とする者は、 又は の 項 の郵便 規定により納付受託者にその納付を委託することができる。 無税とされる郵便 国税通則法第三十四条の三 物 (関税定率法その と物に限 小る。 他 の法律の規定により関税を免除さ 第 係る内国 項 (第二号に係る部分に 消費税を納付しよう

8 | 7 | 6 |

り いて準用する。 郵 便 関税法第七十七条の二(第二項に限る。 便物に係る内国消費税の納付を日本郵便株式会社に委託 物に係る関税の納付委託 この場合において、 等) の規定は、 同法第七十七条の二第二項中 から第七十七条の五まで(第六項又は前項の規定によ する場合に · 「前

> 組織による申請又は届出除く。)の納付にあつてご 理店を含む。)又はその国税の収納を行う税務署の職員」とあるのは、続)の規定の適用については、同項中「日本銀行(国税の収納を行う代 四条の二(電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例 による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを り税務署長が徴収するものとされているものを除く。 四十六年法律第八十九号)第十四条(税務署長による徴収)の規定によ 定める方法により納付すること(自動車重量税(自動車重量税法(昭和 で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財 とあるのは、)に規定する財務省令で定める方法により納付すること) (登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号) 第二十九条 日本銀行)の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二(電子情報処理 (国税の収納を行う代理店を含む。)」と、「又は 「を妨げない」とする。 の場合の納付の特例)又は登録免許税法第二十)又は登録免許税 を妨げない」 (税務署長 務省令で 財務省令

6 5 4

関同同税 上上

n 0 便 めい 便 て準用する。 法 物に係る内国消費税の納付を日本郵便 係る関税 第七十七 この場合において、 条の二 の納付委託等)の規定は、 (第二項に限る。 同法第七十七条の 株式会社に委託する場合に 第四項又は前 から第七十七条の 一第二項中「前 項の 規定によ 五. まで(

同条第一 通則法」と、 徴収等に関する法律第七条第六項又は第七項」と、 条第六項又は第七 項」とあるのは の規定によりその例によるものとされる国税通則法」とあるのは る法律第七条第六 」とあるのは 収等に関する法律第七条第六項又は第七項」と、 前条第一 項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項又は 第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)」とあるの (郵便物の内国消費税の納付等)」と読み替えるものとする。 一項中 項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関す 「前条第一項」とあるのは 「国税通則法第六十条」と、 前条第一 「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七 項又は第七項 項(郵便物の内国消費税の納付等)」と、 項」とあるの (郵便物の内国消費税の納付等) は 「輸入品に対する内国消費税の 「輸入品に対する内国消費税の 同法第七十七条の三第一項中 同条第四項中 同法第七十七条の四 ر کر 「国税 前 項

定)の賦課決定通知書とみなす。 対け、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十二条(賦課決め、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十二条(賦課決め、四国消費税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した場合に対けを委託し、又は第六項若しくは第七項の規定により納付受託者にその消費税を納付し、第四項若しくは第五項の規定により当該郵便物に係る内国第一項の郵便物の名宛人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国

取ろうとする場合について準用する。は、第一項の郵便物の名宛人が内国消費税の納付前に当該郵便物を受け12、関税法第七十七条第六項及び第七項(郵便物の関税の納付等)の規定12

2少申告加算税等の特例)

第十九条 りに係る課税物品についての申告 項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。)」とあるのは が 項 除く。 及び税額の申告書 輸入品に対する内国消費税の徴 提出された場合(期限後申告書が提出された場合において、 (中「期限内申告書(還付請求申告書を含む。 、法第六十五条 (過少申告加算税) の規定の適用については、同 保税地域から引き取られる課税物品(特例申告に係る課税物品 以下この条において同じ。)に係る内国消費税に対する国税通 (第三項及び第五項 心収等に関する法律第六条第一項(引取 納税等の特例)の規定による課税標 (並びに次条第一項において「当 第三項において同じ。) 次条第一 E 条 第 一

> のは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又れる国税通則法」とあるのは「国税通則法」と、「前条第一項」とあるは第五項」と、同条第四項中「前項の規定によりその例によるものとさ 条第四 に係る関税の納付委託)」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴 収等に関する法律第七 は第五項」と、 のは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又 条」と、同法第七十七条の三第一項及び第二項中「前条第一 項」とあるのは 項又は第五 同法第七十七条の四中 「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七 亜項」と、 条第四 「第十二条」とあるのは「国税通則法第六十 項又は第五項」 「第七十七条の二第一項 と読み替えるものとする。 項」とある (郵便物

大定)の賦課決定通知書とみなす。 には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十二条(賦課係る内国消費税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した場合係る内国消費税を納付し、又は第四項若しくは第五項の規定により当該郵便物に係る内国7 第一項の郵便物の名宛人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国

該郵便物を受け取ろうとする場合について準用する。受取り)の規定は、第一項の郵便物の名宛人が内国消費税の納付前に当明税法第七十七条第六項及び第七項(関税の納付前における郵便物の

(過少申告加算税等の特例)

第十九条 保税地域から引き取られる課税物品(特例申告に係る課 が提出された場合(期限後申告書が提出された場合において、項中「期限内申告書(還付請求申告書を含む。第三項において 則法第六十五条(過少申告加算税)の規定の適用については、同条第一 を除く。以下この条において同じ。)に係る内国消費税に対する国税通 税 りに係る課税物品についての申告等の特例) 項ただし書又は第七項の規定の適用があるときを含む。 額の申告書 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第一 (第三項及び第四項並びに次条第一項において の規定による課税標準及び 第三項において同じ。))」とあるのは 「当初申告 項 次条第一 (引取

又は同法第六条第四項若しくは第九条第一項 初申告書」という。)が提出された場合」と、 第一項又は第二項」とあるのは「第三十五条第一項」と、同条第五 とあるのは 条第四項若しくは第九条第一項」と、同項第二号中「期限内申告税額」 取り)の」と、同条第二項中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告 第二号において同じ。 又は第八項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。 十五条第二項又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六 中「期限内申告書」とあるのは「当初申告書」とする。 同条第三項第一号中「第三十五条第二項」とあるのは「第三 「当初申告税額」と、「期限内申告書(次条第一項ただし書)」とあるのは「当初申告書」と、「第三十五条 (輸入の許可前における引 「) の」とあるのは 第五項 項第

- 」とあるのは「第一項第二号」と、「更正又は決定」とあるのは 、「、前項」とあるのは「、同項」と、 とあるのは「同号」と、 と、「更正又は決定」とあるのは「更正」と、「期限後申告書若しくは 第一項第二号」とあるのは「の規定の適用がある場合又は同項第二号」 中「若しくは第八項の規定の適用がある場合又は期限後申告書若しくは 告書の提出又は第二十五条」とあるのは「第二十五条」と、同条第五項 告書」と、「期限後申告書の提出又は第二十五条」とあるのは 則法第六十六条(無申告加算税)の規定の適用については、 五条」と、同条第二項中「又は第八項の規定」とあるのは「の規定」と 定が」とあるのは「更正が」と、「期限内申告書」とあるのは 中「期限後申告書又は第二号」とあるのは「第二号」と、「更正又は決 Œ 申告書」とあるのは「修正申告書」と、「期限後申告書又は同号」 税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税に対する国税 同条第七項中「期限後申告書又は第一項第二号 同条第三項第一号中「期限後申 同条第一 第二十 「当初申 「更正 項
- でに 則 定 項ただし (法第六十八条 (重加算税) 保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税に対する国税通 納税申告書を提出せず、 」と、「更正又は決定」とあるのは 書若しくは同条第 又は法定申告期限後に納税申告書を提出し の規定の適用については、 八項の規定」とあるのは 「更正」と、 「同項ただし 「法定申告期限ま 同条第二項中「 書の

」とあるのは「第三十五条第一項」と、同条第四項第二号中「期限内申 じ。)」とあるのは「当初申告書」と、「第三十五条第一項又は第二項 告書」とあるのは「当初申告書」とする。 定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。次項第二号において同 初申告税額」と、「期限内申告書(次条第一項ただし書又は第七項の規 は第九条第一項」と、 は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第四項若しく 第三項第一号中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条第二項又 同条第二項中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、同条 しくは第九条第一項(輸入の許可前における引取りに係る納付)」と、 納付)又は同法第六条第四項(引取り前における修正申告等 告等による納 書」という。)が提出された場合」と、 (付)」とあるのは「第三十五条第二 同項第二号中「期限内申告税額」とあるのは「当 第三十五条第二 項 (修正申告等による 項 の特 (期限後申 若

- 」と、「期限内申告書」とあるのは「当初申告書」と、「期限後申告書 るのは「更正」と、「期限後申告書若しくは修正申告書」とあるのは「 又は第七項の規定」とあるのは「の規定」と、「、前項」とあるのは「 号」とあるのは「第二号」と、「更正又は決定が」とあるのは「更正が 中「期限後申告等」とあるのは「決定等」と、 則法第六十六条(無申告加算税)の規定の適用については、 号」と、「更正又は決定」とあるのは 条第六項中「期限後申告書又は第一項第二号」とあるのは 修正申告書」と、「期限後申告書又は同号」とあるのは「同号」と、同 の適用がある場合又は期限後申告書若しくは第一項第二号」とあるのは 」とあるのは「第二十五条」と、同条第四項中「若しくは第七項の規定 の提出又は第二十五条」とあるのは「第二十五条」と、同条第二項中「 「の規定の適用がある場合又は同項第二号」と、「更正又は決定」とあ 同項」と、同条第三項第一号中「期限後申告書の提出又は第二十五条 保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税に対する国税通 「更正」とする。 「期限後申告書又は第二 「第一項第二 同条第一項
- でに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出し規定」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」と、「法定申告期限ま同項ただし書若しくは同条第七項の規定」とあるのは「同項ただし書の則法第六十八条(重加算税)の規定の適用については、同条第二項中「3 保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税に対する国税通

された」とあるのは「課された」とする。

された」とあるのは「又は更正若しくは決定」と、「課され、又は徴収以下この項において同じ。)若しくは納税の告知を受けることなくされに係る部分に限る。)(納税の告知)の規定による納税の告知をいう。に係る部分に限る。)(納税の告知)の規定による納税の告知をいう。に係る部分に限る。)(納税の告知)の規定による納税の告知をいう。に係る部分に限る。)(納税の告知)の規定による納税の告知をいう。に係る部分に限る。)(納税の告知)の規定による納税の告知をいう。に係る部分に限る。)とあるのは「決定又は納税の告知(第三十六条第一項(第二号書の提出、」とあるのは「修正申告とき」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項又は第二項」とされた」とあるのは「第一項又は第二項」と

(罰則)

を併科する。 した者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれる内国消費税額に相当する金額の還付を受けたときは、その違反行為を項、第十六条の三第一項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定によ第二十三条 偽りその他不正の行為により第十五条第二項、第十六条第四

- 省略

た者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をし

- 行為等の是正)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をしたとき。一(第七条第八項において準用する関税法第七十七条の五第二項(違法)
- 第二十二条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、又はその帳簿を隠匿したとき。
 第十六条第十一項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、

若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ

しくは納付」とあるのは「又は更正若しくは決定」と、「課され、又はきれた納付」とあるのは「決定」と、「、更正若しくは決定又は告知若う。以下この項において同じ。)若しくは納税の告知を受けることなく告別の規定による納税の告知(同項第二号に係るものに限る。)をい書の提出又は」と、「決定又は納税の告知(第三十六条第一項(納税の書別とき」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項又は第二項」とていたとき」とあるのは「同項各号のいずれかに該当することとなつた

訓則)

徴収された」とあるのは

「課された」とする。

しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 る内国消費税額に相当する金額の還付を受けた者は、十年以下の懲役若項、第十六条の三第一項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定によ第二十三条 偽りその他不正の行為により第十五条第二項、第十六条第四

2 同 上

- 行為等の是正)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者一 第七条第六項において準用する関税法第七十七条の五第二項(違法
- 又は偽りの書類を提出した者二年十六条第十項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、
- 又はその帳簿を隠匿した者 三 第十六条第十一項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、
- 若しくは忌避した者若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、四第二十二条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、
- 帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした五 第二十二条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、